

仙台市水防計画案の平成 25 年度からの主な修正点

1 情報連絡に関する変更

(1) 修正箇所及び概要

「第 9 章 情報連絡」「第 3 市民に対する周知方法」「2 地下街、要援護者施設への洪水予報等の情報伝達」

洪水予報等の伝達について、水防法の一部が改正（平成 25 年 7 月施行）され、地下街及び要配慮者施設に加えて、大規模工場等が追加されたことから、以下のとおり、伝達先に大規模工場等を追加するもの。

(2) 修正内容

地下街等、要配慮者施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

(1) 対象施設（水防法第 15 条第 1 項第 3 号に規定する施設）は次に定める施設とする。

対象区分	水防法上の定義	地域防災計画上の定義
地下街	地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定される施設。ただし、同令別表第 1 (5)ロ、(6)ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。
要配慮者施設	高齢者、障害者、乳幼児等の防災上配慮が必要な者が利用する施設	次の用途に供される施設及びこれら同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、身体障害者更正援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、特別支援学校
大規模な工場その他の施設	国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が 1 万 m ² 以上のもの。（今後反映を予定）

2 関係機関との協力及び応援に関する変更

(1) 修正箇所及び概要

「第12章 関係機関との協力及び応援」「第4 河川管理者による水防のための活動への協力」

水防法の一部が改正（平成25年7月）され、水防計画において河川管理者による水防活動の協力について記載することとされたことから、以下のとおり、河川管理者（県）の協力内容について追加するもの。なお、河川管理者（国）の協力については、昨年度の水防計画に反映している。

(2) 修正内容

第4 河川管理者による水防のための活動への協力

1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市が行う水防活動に次の協力を行う。

- (1) 仙台市に対して、河川に関する情報（名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 仙台市が行う水防訓練等への参加
- (4) 仙台市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 仙台市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う（河川法第22条の2）

- (1) 仙台市に対する河川に関する情報（広瀬川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 仙台市が行う水防訓練等への参加
- (4) 仙台市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与

3 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長及び宮城県知事から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

情報の種類	情報提供の時期	伝達方法
水位	非常時（出水時）	電話、FAX、電子メール、※ホットライン、※リエゾン（派遣時）※は国のみ
河川管理施設の操作状況に関する情報	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール
水防活動の記録	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール